

大元贈敦武校尉軍民萬戸府百夫長唐兀公碑銘の録文と系図

牛根 靖裕

本稿は、濮陽歴史文化叢書（程鳳堂主編）の一冊として 2003 年に刊行された王義印編著『濮陽碑刻墓誌』（中州古籍出版社）所収の「大元賜敦武校尉軍民萬戸府百夫長唐兀公碑銘并序」（以下「唐兀公碑」と略す）の拓影に基づき、唐兀公碑の録文と、碑文中の家系に関する情報より作成した閻馬一族の系図を紹介するためのものである。

唐兀公碑の概要

唐兀公碑は、河南省濮陽県の東およそ 15km、柳屯鎮楊什八郎村の南にある金堤と、そのさらに南にある金堤河との間にある「唐兀祖塋」に現存する。張相梅の紹介文によると、本碑は 1983 年に、閻馬の子孫という楊氏が居住する楊什八郎村の人々によって、安陽地区文物管理委員会に存在が伝えられて、同委員会によって基礎的な調査が行われた。1985 年 4 月、濮陽県人民政府と中原油田機関の援助を得て、地元の楊氏の人々によって碑亭が設けられ、唐兀公碑は碑亭内に安置された。また本碑の傍には模刻された石碑が立てられたという¹。

碑身は正四角柱の方碑で、各面はそれぞれ縦 1.77m、横 0.68m。趺石と碑首を合わせた全高は 3.22m。碑首は碑身同様に四角い形状をしている²。

碑文は朝列大夫前國子司業の潘迪が撰文および書丹したもので、四面すべてに刻まれている。第一面は南側にあり、第二面は西、第三面は北、第四面は東と時計回りに並ぶ。各面に 18 行、各行は 42 字ある。各面上部には、5 文字ずつ「大元贈敦武／校尉軍民萬／戸府百夫長／唐兀公碑銘」と篆刻されている。

唐兀公碑の碑文の録文は、これまでも穆朝慶・任崇岳、張相梅、池内功らによって紹介され³、『濮陽碑刻墓誌』も録文と碑の紹介文（pp. 152-155）を載せている。また碑の製作依頼者である崇喜（唐兀崇喜あるいは楊崇喜）の編んだ『述善集』の巻三にも収められている。しかし文字の異同が多く、簡体字によって公表されたものもある。その後『濮陽碑刻墓誌』の刊行によって、初めて四面すべての拓影が我が国においても見ることができるようになった。そこで 2011 年 9 月 24 日と 10 月 29 日に龍谷大学大宮学舎で開かれた石刻資料の会において、『濮陽碑刻墓誌』所収の拓影（pp. 58-61）に基づいて碑文の再検討が行われた。本稿は当日に記録を担当した牛根が、研究会参

¹ 張相梅「河南濮陽元代唐兀公碑」（『中原文物』1996-3、1996 年）p. 91。

² 孫德萱・張相梅「元代盞頂式建築模型 — 唐兀公碑」（『中原文物』1992-1、1992 年）。国家文物局主編『中国文物地図集 河南分冊』（中国地図出版社、1985 年）pp. 150-151, p. 304。池内功「河南における元代非漢族諸族軍人の家系」（松田孝一編著『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基礎的研究』平成 12-13 年度科学研究費補助金基盤研究(B) (1) 研究成果報告書 研究課題番号：12410096、2002 年）pp. 42-43 等を参照。

³ 穆朝慶・任崇岳『大元賜敦武校尉軍民萬戸府百夫長唐兀公碑銘』箋注（『寧夏社会科学』1987-1、1987 年）。張相梅「河南濮陽元代唐兀公碑」。池内功「河南における元代非漢族諸族軍人の家系」。

加者から提示された意見を参照しつつ、改めて唐兀公碑の録文と閩馬一族の家系図を作成したものである。

閩馬一族の家系について

今回作成した系図では、名を記された女性たちを強調するため、碑文中で「女」とのみ記されている女性については○で表した。また唐兀公碑に記されている人物の数は、合計で105名と多い。全ての人を載せた系図(図1)は非常に長く大きくなってしまったため、唐兀公碑の叙述に従い、閩馬の子の世代で分けた系図(図2-図7)も示した。

唐兀公碑に記される閩馬一族の家系に関して、陳高華・池内功両氏は、碑主のタングト(旧西夏)出身の閩馬一族の経歴から、彼らは開州一带に駐屯した探馬赤軍であると考えた。駐屯して屯田を行った探馬赤軍百戸長たちは、お互いに婚姻関係を結び、撥付された「草地」において、次第に農耕を行うようになって地主化して、子孫には学問によって登用される者も現れたことを明らかにした。また陳高華氏は閩馬一族と姻戚関係にあるカルルク出身の伯顔宗道の家との類似点を挙げ、両家は同じ探馬赤軍団に属していたことを論じている⁴。

唐兀公碑では、名を記されている女性が、唐兀台の妻の九姐のほか、閩馬の娘の邁訥、閩児の娘の玉珍、当児の娘の賽珍の三名いる。邁訥はカルルク(哈刺魯)の普化⁵に嫁ぎ、玉珍は「本衛蒙古土」⁶の朶烈禿に嫁いだ。邁訥と玉珍の婚姻は、閩馬一族と姻族との関係の維持や、閩馬一族の所属する軍組織内での有力者との婚姻関係構築のために行われたと考えられる。また賽珍が嫁いだ蘭陽県務司副使の添孫については不明だが、蘭陽県は河南江北等処行中書省の汴梁路に属し、開州の南に隣接する黄河河畔の地であり、開州と河南を結ぶ交通路にあたる。添孫が蘭陽県の在地の有力者で、開州にも影響力を持っていた可能性があるため、賽珍の婚姻も、閩馬一族に何らかの利益をもたらしたため、名を記されたのではなかろうか。唐兀公碑では、「武徳將軍武衛親軍千戸所達魯花赤」の長安と結婚した達海の娘の一人や、「蒙古軍左手萬戸府鎮撫」の保保と「本衛千戸」の関住に嫁いだ鎮化台と袁氏との娘二人のように、配偶者がそれぞれ要職に就いていても、名を記されていない人物もいる。このことから考えると、邁訥・玉珍・賽珍の三名は、閩馬一族の生活や社会的な立場を強固にする重要な役割を果たした女性たちであったのかもしれない。

閩馬一族と婚姻関係のある人物については、カルルクの伯顔を除くと、どのような人物なのか明らかにできない。非漢人と思われる集団名を冠する配偶者は、カルルク

⁴ 陳高華『述善集』兩篇碑伝所見元代探馬赤軍戸(『慶祝何茲全先生九十歳論文集』北京師範大学出版社, 2001年, pp. 456-470。陳高華『元朝史事新証』蘭州大学出版社, 2010年に再録)。陳氏の論考は船田善之氏により日本語訳されており(『史滴』24, 2002年, pp. 114-129)、船田氏による補注も有用。池内功前掲論文。

⁵ 子の慶安が軍民万戸府百戸と記されているため、普化自身も軍民万戸府に関係する人物である可能性は高いと思われる。

⁶ 唐兀公碑の文中における「本衛」は、達海と崇喜の父子の「左翊蒙古侍衛親軍」のことであろう。唐兀公碑の文中では、「軍民萬戸府」・「塔塔裏軍民屯田萬戸府」・「塔塔裏軍民萬戸府」を指すと思われる「本府」と区別して用いられており、また『述善集』卷三では、「本衛千戸關住」を「左翊蒙古侍衛千戸關住」と記している。

(哈刺魯)氏を娶った三例、カルルクへ嫁いだ四例、フウシン(旭真、旭申)氏を娶った三例、フウシンへ嫁いだ一例、ナイマン(廼蛮、乃蛮)氏を娶った三例、ナイマンへ嫁いだ一例、ケレイト(怯烈)氏を娶った一例が見られる。

モンゴルの皇室では、特定の家族間で、妻の兄弟の子に娘を与える「世代をずらしたギブ・アンド・テイクの女性の交換を行う婚姻関係」が見られると宇野伸浩は論じている⁷。本稿に示した系図を見ると、閻馬一族の婚姻関係にも、カルルクとの婚姻が多く見られるが、唐兀公碑に現れるカルルクとの婚姻は、特定の一つの家族との婚姻関係であったのか、現在のところ明らかにできない。

この家系における傾向として、以下のことが挙げられよう。閻馬はカルルク氏を娶り、閻馬一族と最も婚姻件数の多いカルルク氏との婚姻関係が始まるが、達海ら閻馬の子の世代では、買児がナイマン氏を娶ったほかは、遺訥がカルルクの普化に嫁いだのみで、漢人との婚姻が多い。しかし崇喜らの孫の世代では、カルルク・フウシン・ナイマン・ケレイト等との婚姻件数が多くなっており、この世代間の婚姻関係の違いは注目できる。またカルルク氏との婚姻は、二男の鎮化台と四男の当児の家には見られず、蒙古軍の将校との婚姻も、長男の達海、二男の鎮化台の家に集中している。

今後の検討課題

唐兀公碑については、碑文の撰文された正確な時期や、至正十六年に立石された経緯、正四角柱の少々特異な形状の石碑が作成されて現在まで残ったことの持つ歴史的な意義などが、未だ明らかにされておらず、今後も検討すべき点がある。

また閻馬一族は開州濮陽県の東に「民と相い参住」して集落を築いた。彼らの入植地は濮陽県の東南の十八郎寨を中心に、東は濮州鄆城県西南張村保青窩村(鎮化台)、西は官人寨店の西(閻児)にわたっている。そして天曆二年や至正四年から五年にかけての飢饉に際して、土地の住民の救済を行い、政府へも「入粟補官」をするほどの富農となった事実は、元代、特に14世紀半ばの開州や濮陽の社会状況を考察する上で、非常に有用な史料である。

それだけでなく、唐兀公碑には、地方鎮戍に派遣された探馬赤軍の実態の解明にも関わる、興味深い情報が記されている。すでに陳高華、池内功両氏も論じているが、閻馬は「山東河北蒙古軍戸」から「左翊蒙古侍衛親軍」へ籍を移されており、また開州濮陽県の東に草地と宿州靈璧県東南蘆溝村に別荘を与えられている。これらは探馬赤軍の指揮系統あるいは軍戸の戸籍管理と、駐屯地・屯田地の配置とが、どのように設定されていたのかを考察するための一例となろう。探馬赤軍は、オゴデイやモンケの治世にモンゴル帝国の全ての辺境へ派遣されており、唐兀公碑より得られる情報は、モンゴル帝国史全体にも有益なものとなりうると考える。

本稿において作成した唐兀公碑の録文、家系図が、向後のモンゴル帝国史研究、元代史研究の一助となれば幸甚である。

(うしね やすひろ 立命館大学)

⁷ 宇野伸浩「チンギス・カン家の通婚関係にみられる対称的縁組」(『国立民族学博物館研究報告別冊』第20号、1999年、pp. 1-68)。

戶府百夫長

唐兀公碑銘

72 71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43 42 41 40 39 38 37

以疾終得年六十有五恭人孫氏亦極賢自四年冬至五年春大檢恭人命崇喜令家人每旦多備粥飯以食乞食之老弱有少壯男子飢餓瀕死命收留養濟以活者千餘人客戶貧不能自存輒貸糧以濟者十餘家子二人長即崇喜次卜蘭台崇喜國子舍生積分及等蒙樞密院

奏充本衛百戶受教武校尉娶李氏封恭人子一人名理安國子生娶徵士奉議大夫翰林侍制伯顏宗道女哈刺魯氏女二人長適旭申氏陽律卜蘭台攻習儒書及蒙古文字深通農務曉知水利蒙塔塔裏軍民屯田萬戶府選保充本府百戶受教武校尉以其先仕奉大命讓封祖父敦武校尉本府百戶祖母宜人娶旭申氏子一人從安女三人長適國子生奕山忠顯女二人長適武德將軍武衛親軍千戶所達魯花赤長安封濮陽縣君次適哈刺魯氏保住 鎮化台府君之二子也年六十有五而康寧居於濮州鄆城縣西南張村保青窩村性稟溫純尚義疎財以勤儉起家至正五年春大款親詣州廩願施白米五十石以賑飢民娶蓋氏子一人名塔哈出天 兵興出征有功至元四年蒙樞密院除充塔塔裏軍民萬戶府百戶受教武校尉封其父亦敦武校尉本府百戶母宜人至正四年八月二十五日以疾終得年六十有三再娶王氏妻袁氏亦封宜人二子長保童次祐童四女長適蒙古軍左手萬戶府鎮撫保保次適本衛千戶關住 閩兒府君之第三子也居於官人寨店西天資明敏性體純粹儒吏兼優蒙本衛保充令史辭曰父母年邁不能遠離至順三年七月六日卒得年四十有七娶王氏年六十有二而康健子六人女一人主珍長日換住娶哈刺魯氏子三人長福安次延安次善安女一人適儒士閩閩次日留住早卒次日教化娶高氏子三人長保安次祐安次帖安次伯顏娶彭氏女二人次曰春興娶張氏子二人長安兒次奎頭次曰祿僧未娶玉珍適本衛蒙古士烈烈禿 當兒府君之第四子也娶馬氏早卒子一人帖睦娶迺蠻氏子四人長冀安以軍功除固始縣達魯花赤娶高氏次衛安次添兒次蘆安女一人再娶

蓋氏子四人女一人賽珍長日不老娶怯烈氏子三人長童兒娶乃蠻氏次道兒次德安次日脫脫娶孔氏俱早卒次日廣兒更名伯顏普化國子生至正四年因勅罷拜爵受將仕郎濟寧路金鄉縣務司提領娶旭申氏子一人關住女一人次日野僊普化亦因勅罷以拜其爵受將仕郎長蘆鹽運司利民場司令娶劉氏子一人哈刺賽珍適蘭陽縣務司副使添孫 買兒府君之第五子也泰定五年正月三日以病卒年僅三十有九娶乃蠻氏子一人拜住娶李氏早卒再娶旭申氏女三人長適哈刺魯氏保住次適哈刺魯氏寶童次適乃蠻氏買住住女一人 邁訥府君之女也適哈刺魯氏普化早寡以孝節聞有子一人慶安又名脫脫充軍民萬戶府百戶嗚乎觀其子孫之榮盛則其祖考之積累不無啓手前觀其祖考之勤儉則其子孫之發達宜乎豐下後矣唐兀氏自賀蘭始祖慶源於其端而敦武府君以子然孤童勤儉起家功著于國而不求其報則其子孫榮盛而發達殆有以濟慶源於其後歟一門之中榮膺寵渥長百夫者父子昆弟不啻數人子孫及家人無慮近萬指苟非祖考積累之功奚致是猗歟盛哉

銘曰
賀蘭右族歸順
國初擁扈
聖胃疆梗是勦金燧未不避艱虞未及受祿抱歎以殂奇哉敦武零丁孤苦生未十齡居無寧所爰依所親長隸行伍襄樊之攻多獲醜虜大勲未酬慨然歸休濟貧恤匱餘曠田疇延師誨子道義是求貧而好學願代束脩子女匱食乃贖於室乃室乃歸俾遂所適貧弗能官我叙其職亡不能葬我資其力有子有孫家道裕溫恩加三命壽齡八旬慶分五派春滿一門森森翠栢惟公之墳
至正十六年六月吉日立石 大都劉公亮 平川任誠 韓溫 張德林 刊

大元贈敦武尉

尉校尉軍民萬

36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

大元贈敦武尉軍民萬戶府百夫長唐兀公碑銘并序

朝列大夫前國子司業魏郡潘迪撰并書石篆額

敦武校尉左翊蒙古侍衛百夫長崇喜狀其祖軍民萬戶府百夫長府君行實請曰曩在成均深蒙教養獲躋上舍積分人等已濼會試俟實有期奈戶隸蒙古兵籍爲門戶計弗獲已俯就武職荷祖宗之積累

恩寵一門之中父子昆弟咸膺武爵褒封祖攸榮及存沒誠子孫之至願也然先世潛德苟不託鉅筆銘諸琬琰不惟無以示後人而百世之下亦安知餘慶之所自哉敢再拜請余素嘉其有志嗜學且從游久固不敢以不敏辭謹案府君諱閻馬唐兀氏其父諱唐兀台世居寧夏路賀蘭山歲己未扈從

皇嗣昆仲南征收金破宋不避艱險宣力

國家嘗爲彈壓累著勞效方議超擢年六十餘以疾卒於營成其妻名九姐年五十餘先卒時府君甫十歲許別無恒產依所親營次以居即崇喜之祖也及長成丁優於武藝攻城野戰圍打襄樊諸處征討多獲功賞然性恬退不求進用大事既定遂來開州濮陽縣東撥付草地與民相參住坐後置莊於草地之西北官人寨店東南十八郎寨兩堤之間卜筮於本宅之西北堤南道北爽塏之地親營家壙栽植柏楊乃遷其考妣而安葬焉至元八年籍充山東河北蒙古軍戶十六年奉

旨選充左翊蒙古侍衛親軍參十年編類入籍累得功賞馬匹楮幣弗肯過侈用之有節推其餘以濟鄉黨之匱乏雖幼在戎行然好學向義勤於稼穡嘗言寧得子孫賢莫求家道富常厚禮學師以教子孫鄉人家貧好學者悉爲代其束脩禮親戚有貧弗能育其子女者府君輒與其直贖之以養於家或曰他人之子女費錢以養育畢竟是他人府君曰不然此非汝所知也子女之父母貧乏弗能自存得錢足以活己故

諺曰減口勝添糧其子女在吾家又得飽煖一舉而兩全他日將養成成人女備裝奩以嫁男備聘財以娶所費幾何鄉人有死弗克葬者則與喪具米糧以葬之其父祖有官而子孫不能奠廕者則與楮幣鞍馬爲之起復公文以奠廕之若此者十有餘家又置產於宿州靈璧縣東南蘆溝村以爲別墅致和元年九月二十有八日以天年終於正寢享年八十有一祖母哈刺魯氏紡績織紉佐夫內治儉而好禮和以睦族至元後三年三月十有九日以疾終享年八十有二子五人長達海次鎮化台次閻兒次當兒次買兒女一人曰邁訥 達海即崇喜之父也以崇喜

恩封忠顯校尉左翊蒙古侍衛百夫長娶孫氏年七十有二而康壽封恭人忠顯性資溫厚仁慈堂弟祖母亡之後凡諸家所假斛粟楮幣之類悉命焚其券以年難免索也貧者莫不德之其典買地土契券命崇喜整治收頓戒之曰夫契者家業之基祖先所遺祭祀供需之源宗族衣食之本誠爲重事本寨耆老等舊隨鄉會名曰龍祠鄉社義約因襲之弊尚於奢侈以酒饌相矜忠顯一日來會言於衆曰鄉社之禮本以義會風俗之美在於禮交是會之設本欲敬神明祈雨澤救災恤患厚本抑末周濟貧乏優閑勞獨弗憶習奢至此甚非可久之道大爲不可遂僉議創置社籍定其賞罰斟酌古禮合乎時宜凡可行之事當戒之失悉載於上永遠恪守推舉年高有德才良行脩之士以掌其簿至今遵行鄉里賴之如縱放頭匹踐蹂田禾非禮飲酒失誤農業好樂賭博交非其人孝不悌皆在所罰祖先塋域舊僅壹畝今擴爲畝者十親詣指畫命崇喜栽植柏楊東西南北皆有倫理贖墳地至二百餘畝內有所產以供祭祀天兵

興起遺漸丁蒙 朝廷差來官選委爲百夫長忠顯恐烏合之衆有害於百姓乃論於衆曰他家即己家彼我有父母安可惟知有己而不知有人乎衆皆感悟循行正道無有害於百姓者其恤貧濟困克紹先志至正四年七月五日

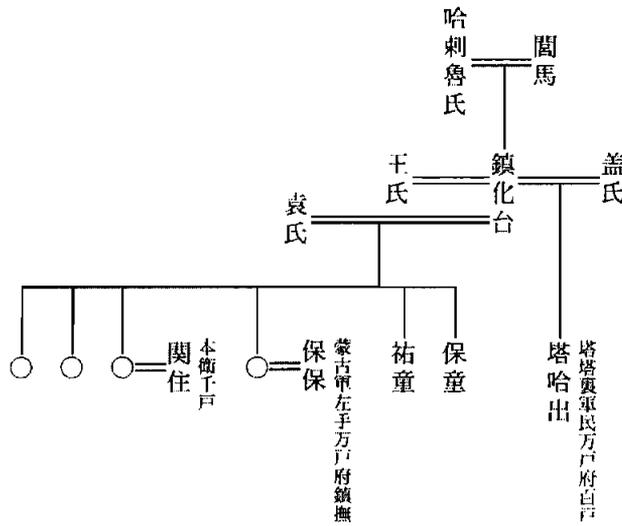
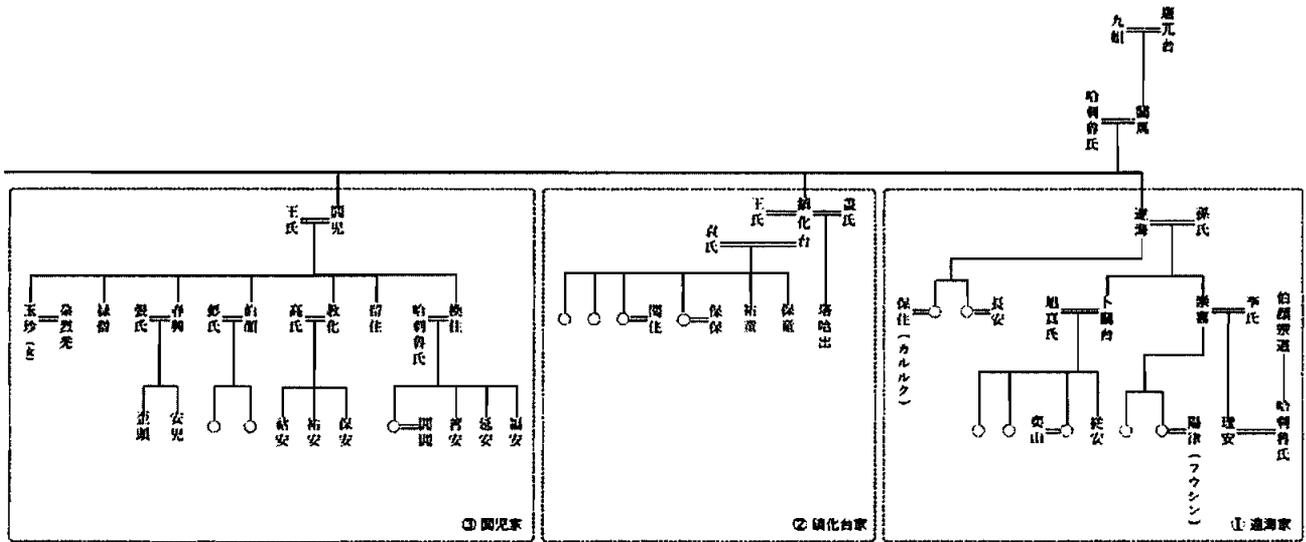


圖3 鎮化台家

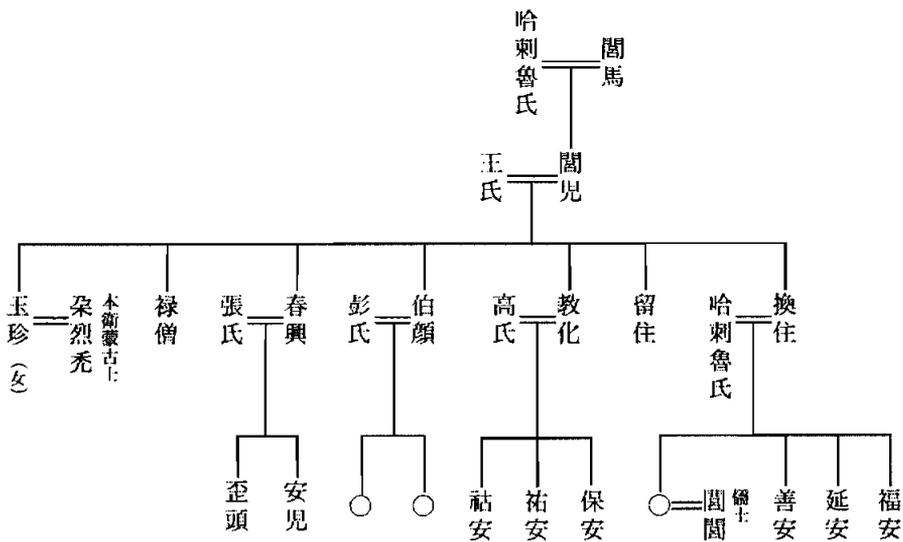


圖4 閩兒家

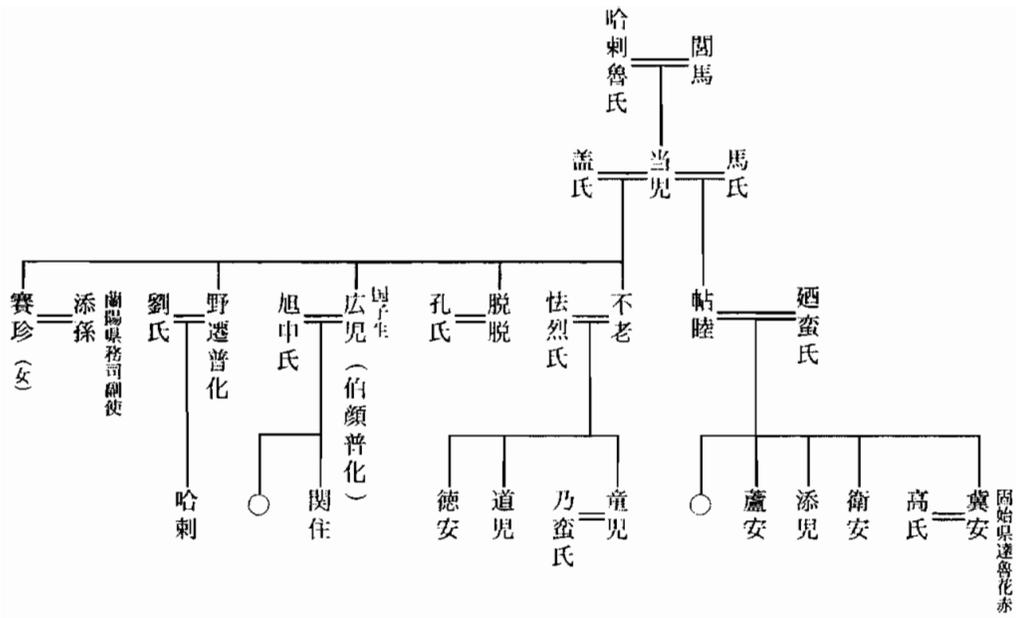


図5 当児家

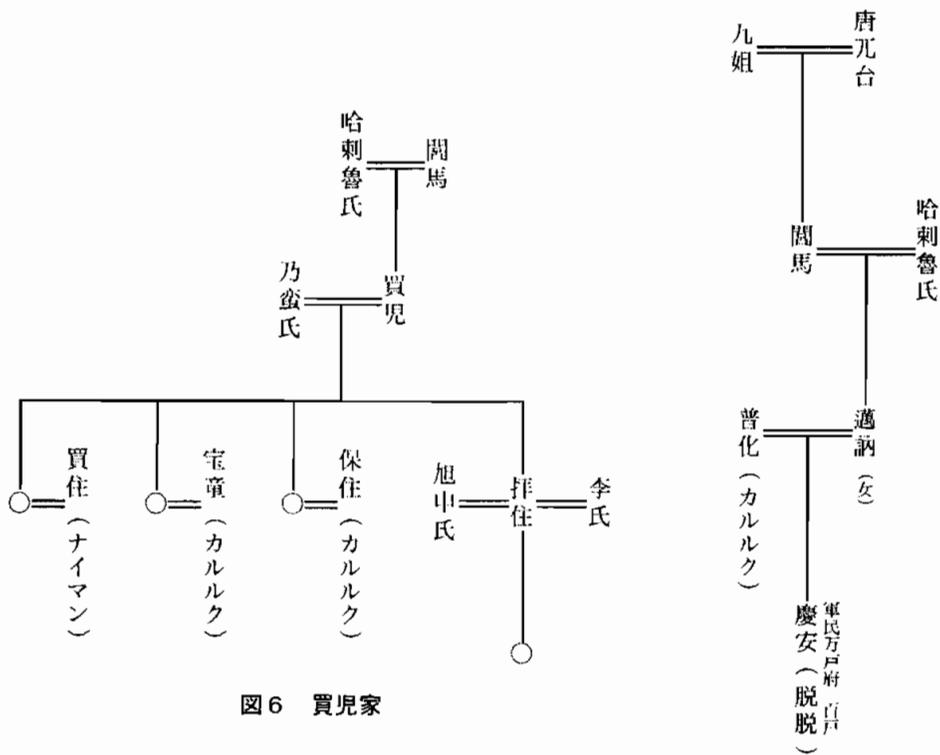


図6 買児家

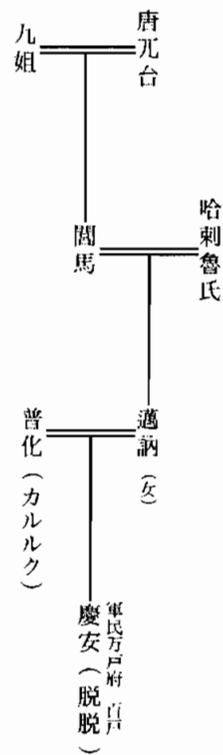


図7 邁訥